

公表監第12号
令和2年3月26日
(2020年)

西宮市監査委員 亀井 健

令和2年1月27日付西監収第27号で受理しました西宮市職員措置請求の監査結果については、地方自治法第242条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公表します。

請 求 人 様

西宮市監査委員 亀 井 健

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により令和 2 年 1 月 27 日付で提出されました住民監査請求について、その結果を次のとおり通知します。

記

第 1 監査の請求

1 請求人

（略）

2 請求書の提出

令和 2 年 1 月 27 日

3 請求の内容

本件職員措置請求書の記述及び請求人の陳述内容等から、請求の要旨を次のとおり解しました。
大石伸雄市議会議員（以下「当該議員」という。）の平成 30 年度政務活動費として支出された事務所費 671,440 円について、市長が当該議員に対して返還を求めることを請求する。

理由は、別紙 1 のとおりです。

（添付された事実を証明する書面）

- (1) 当該議員の平成 30 年度政務活動費収支報告書及び事務所費に関する資料
- (2) 特定非営利活動法人 A 会（以下「A 会」という。）に関する情報

第2 監査の実施

1 請求の受理及び監査委員の除斥等

本件職員措置請求は、所要の法定要件を具備していると認められたので、令和2年2月3日、請求を受理することに決定しました。

なお、大原智監査委員及び菅野雅一監査委員については、法第199条の2の規定により除斥となっており、石橋正紀監査委員については、病気療養のため監査結果の決定に関与しませんでした。

2 監査の対象事項

当該議員の平成30年度政務活動費として支出された事務所費671,440円について、市長が当該議員に対して返還を求めるといふ請求人の請求が認められるか否かを監査の対象としました。

3 監査対象部局

西宮市議会事務局

4 請求人の陳述及び新たな証拠の提出

法第242条第6項の規定に基づき、証拠の提出及び陳述の機会を付与した結果、令和2年2月17日、請求人が出席し、監査委員に対して陳述を行いました。

5 議員に対する調査及び関係部局の事情聴取

法第199条第8項の規定に基づき、あらかじめ請求人の指摘事項に対する当該議員の説明を文書回答（別紙2参照）により議会事務局を通じて求め、関係職員として同事務局職員から令和2年2月25日、事情聴取を行うとともに、当該議員からも令和2年3月17日、事情聴取を行いました。併せて、A会に同項の規定に基づき、文書による照会を行いました。

第3 監査の結果

1 監査によって確認した事実

(1) 平成30年度政務活動費の交付状況

本件職員措置請求の対象となった政務活動費の交付状況は、下記のとおりです。

(単位：円)

交付決定額 A	対象支出額 B	差 額 A-B	精算後交付額
1,440,000	1,518,430 (671,440)	△78,430	1,440,000

B欄()内の金額が事務所費として計上された事務所家賃(月額52,000円、12か月分)及び光熱水費(47,440円)の合計額(内数)です。

(2) 事務所費に係る政務活動費についての条例の規定等

政務活動費は、法第100条第14項から第16項までの規定及び西宮市議会政務活動費の交付に関する条例(以下「条例」という。)に基づき、市議会議員の市政に関する調査研究その他の活動に資するため交付されるもので、政務活動費が交付される経費の範囲については、条例第6条第1項において「会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」(以下「政務活動」という。)と規定され、事務所費の内容としては、条例別表において、「政務活動のための事務所の管理運営に要する経費」と規定されています。また、市議会が定める「政務活動費運用に関する手引き」(以下「手引き」という。)においては、主な内容として、事務所費(事務所の賃借料等)、維持管理費等(事務所の光熱水費、修繕料等)が掲げられています。

2 監査委員の判断

- (1) 請求人の本件職員措置請求の要旨内容から、請求人が返還を求めている政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項並びに条例第6条に違反する、違法又は不当な支出であり、返還を要するか否かについて判断します。この本件支出が政務活動に要する経費に当たるか否かという判断に際しては、手引きの定めをも判断の基準とします。

住民監査請求においては、個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人に

において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされています。

また、政務活動費に係る住民訴訟の判決例においては、原告たる住民において、当該支出が法第 100 条第 14 項及びこれに基づき定められた条例の規定に反することの主張立証責任を負うものとされていることから、請求人が問題とする個別の支出がその使途基準に該当するか否かは、当該支出についての議員の説明とともに、当該支出について請求人が議員の行う政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしているか否かを勘案し、また、議員の政務活動の自由に配慮し、その自主性、自律性を尊重する見地より、収支報告書等の記載から一般的、外形的に判断することとします。

(2) 請求人は、当該議員が平成 30 年度政務活動費に充当した事務所費に係る事務所は、A会の事務所として使用されていたものであるとしますが、その根拠として挙げる点は、次のとおりです。

ア 令和 2 年 1 月 5 日に請求人が確認した内閣府 NPO 法人ポータルサイトに掲載された A 会の定款第 2 条において、A 会の主たる事務所の所在地が当該議員の政務活動費を充当した事務所（以下「当該事務所」という。）の所在地と同一であること。

イ 同定款附則第 2 項に記載された設立当初の理事長が当該議員であること。

ウ A 会の平成 30 年度活動計算書において、「Ⅱ経常費用 2. 管理費 (2)その他経費」に計上された地代家賃の金額が 680,000 円であること。

しかし、アについては、掲載された定款が何日現在であるか明らかではありません。イについては、A 会が設立された当時の理事長が当該議員であった事実を証するものであり、平成 30 年度まで当該議員が理事長であったことを推認させるものではありません。また、A 会の理事長であることをもって直ちに当該事務所が A 会の事務所として使用されていたとも言えません。ウについては、A 会が平成 30 年度活動計算書に計上した地代家賃の金額が政務活動費に充当された事務所費 671,440 円と金額が近似していることを示すものにすぎません。これらを以て、使途基準に合致した政務活動費の支出がなされなかったことを推認する一般的、外形的事実を主張立証し、政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを疑わせるに足りる客観的事情を明らかにしているとは言えません。

一方、当該議員より提出された平成 30 年 5 月 27 日開催の A 会平成 30 年度通常総会の議案書には、「平成 30 年 2 月 10 日理事会において、大石理事長の退任予定に伴い（氏名略）を、

次期理事長に選任した。」との記載があり、同総会議案書「A会組織一覧」には、平成30年度理事長として、当該議員とは別人の氏名が記載されています。また、当該議案書では、A会の主たる事務所を当該議員の事務所の所在地から「兵庫県神戸市内」に変更する議案も提案されており、添付資料には神戸市内の具体的な所在地も記載されています。当該議員の陳述によれば、平成30年度にはA会自体を退会しているとしており、請求人が主張するような当該事務所が平成30年度にA会事務所として使用されていたことを推認させる事実はありません。監査委員が職権により調査した結果によってもこれらの事実と齟齬はありません。

以上のことから、本件支出が政務活動費対象経費に該当しないものとはいえないため、当該議員の平成30年度政務活動費として支出された事務所費671,440円について、市長が当該議員に対して返還を求めることを請求するという請求人の請求は、これを棄却します。

(請求人が記載した請求理由)

(注記) 原則として請求人が提出した請求書の原文のままを記載しています。

大石伸雄西宮市議は2018年度政務活動費支出において、事務所費として67万1440円を支出している。その内訳は月額家賃5万2000円、光熱水費3390円～4610円であり、全額を事務所費として支出している。

事務所費に関しては、議員活動全般での使用が見込まれるので、本来は半額計上とすべきだが、大石市議は「事務所の使用目的の考え方について」と称する一文で次のように述べている。

「私は、平成30年度における事務所使用目的について、臨時職員の雇用を取りやめにしたこともあり政務活動用に特化しました。したがって、後援会活動や私的利用などの目的で使用いたしませんでした。上記の理由により、家賃及び光熱水費については、全額充当といたしました。」

ところで、大石市議は（略）である。そこで、A会の情報を検索したところ、次のような事実が明らかになった。

1. 定款第2条（事務所） この法人は、主たる事務所を（所在地略）に置く。
2. 附則2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。 理事長 大石伸雄
3. 活動計算書（2018年度）の2管理費の項をみると、「地代家賃680000円」とある。ちなみに、前年度の活動計算書の2管理費の項の地代家賃はゼロとなっている。

以上の事実から、大石市議は2018年度家賃等を政務活動費とA会会計とに二重計上していたことが推認される。また、「事務所の使用目的の考え方について」で述べている「私的利用していない」という主張とも齟齬がある。A会から家賃が支払われている以上、政務活動費からの支出は許されない。なお、このような不当利益を得る行為は刑法第246条の詐欺罪を構成するものであり、公的立場にある者の行為として看過できない。

以上の理由により、大石市議が政務活動事務所だと主張する事務所はA会の事務所として使用されていたものであり、政務活動費の事務所費として支出された67万1440円は返還されなければならない。従って、西宮市長は大石伸雄市議に対して67万1440円の返還を求めることを請求する。

(当該議員による説明)

私の反論は、単純明快で平成30年3月で私はA会を退会し同時に理事長も辞任しております。したがって、ご指摘の平成30年度の内閣府に提出されている活動計算書にある金額については、私の関与するものではありません。また、定款にある住所についても、同時に提出された文書の「主たる事務所」には、(所在地略)と記載があるように、実態はすでに私の事務所の住所にないことは明白であります。いまだに定款の住所が変更されていないということは、私のうかがい知るところではなく現執行部の問題であるといえます。よって、私は平成30年度に関し請求人が言われるようにA会事務所として貸していた実態もありませんし、そもそも指摘されている金額を受け取ったこともありません。ましてや二重計上などしておりません。